

中国税務速報

2013年1月21日

●1 セール・リースバック方式による融資等の関係契稅政策に関する通知

財政部、国家稅務總局は12月6日に「財政部、国家稅務總局の企業のセール・リースバック方式による融資等の関係契稅政策に関する通知」（財稅「2012」第82号）を公布し、セール・リースバック方式等の契稅取扱政策を明確にしました。

- ①ファイナンスリース会社のセール・リースバック業務について、レシーの建物・土地の權利を承継する場合は契稅が課稅されますが、契約期間満了後にレシーが買い戻す場合は免除されます。
- ②会社・個人が建物・土地以外の資産で増資することによって被投資会社の持分比率を拡大した場合、被投資先会社が工商登記を変更したか否かに関わらず、建物・土地の權利は移轉しないため、契稅は徴収しません。
- ③パートナーシップ企業のパートナーがその建物・土地をパートナーシップ企業に移轉した場合、またはパートナーシップ企業がその建物・土地をパートナーに移轉した場合は、契稅が免税されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201212/t20121218_717356.html

●2 地区を跨ぐ本部と支店の企業所得稅徵收新規定

「省市を跨ぐ本部と支店の企業所得稅配分及び予算管理弁法」（財予「2012」第40号）の規定された内容の補足として、国家稅務總局は12月27日に「地区を跨ぐ企業所得稅納付に関する徵收管理弁法」（国家稅務總局公告「2012」第57号）を公布しました。

上記の通達では、支店所在地稅務当局に申告する必要のない状況を以下のように列挙しました。

- ①生産經營機能を有しない、且つ支店所在地で増值稅、營業稅を納付しない、アフターサービス、内部研究開發、倉庫等のグループ内補助サービスを提供している支店
- ②昨年に、小規模企業と認定された支店
- ③新設支店の設立年度
- ④稅務登記抹消手続きを行う支店
- ⑤中国国外に設立した法人資格を有しない支店

また、当通達においては、企業所得稅申告納稅・還付の手続きは本店及び支店の所在地の稅務局で別々に一定の比率で行うことになるため、企業の稅務コンプライアンス管理の面に負担をかかると思われる。

当通達は、2013年1月1日から実施することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12186598.html>

●3 外資保險会社とその関連会社の再保險取引に関する通達（意見募集案）

「外資保險会社及びその関連企業の再保險取引の審査批准項目に関する実施規定」（保監發「2004」115号）の補足として、中国保險監督管理委員會は、12月14日付で「外資保險会社とその関連会社の再保險取引に関する通達（意見募集案）」（保監庁函「2012」464号）を公布し、意見募集案により、中国保監会の批准がないかぎり、外資保險会社はその関連企業との再保險の出再保險と受再保險を取り扱うことができないと規定されました。

<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab40/i231279.htm>

●4 「中华人民共和国労働契約法」の修正

2012年12月28日の第十一届中国全人代常務委員会30次大会採択で「中華人民共和国労働契約法」を主に以下のように修正しました。

- ① 労働派遣会社の登録資本金最低限度を50万元から200万元に引き上げました。
- ② 派遣会社と労働者との労働契約及び派遣先との労働派遣契約に、派遣される労働者と派遣先の労働者が、同一労働同一賃金である旨を明確に記載しなければなりません。
- ③ 当法に従わず、労働派遣業務に従事する企業は、違法所得が没収されるほか、1倍～5倍の罰金も課されます。また、労働派遣会社が本法に違反した場合、程度が重い場合には、一人につきの罰金は旧法の1,000～5,000元から現法の5,000～10,000元まで引き上げられます。

当法2013年7月1日から実施することになります。

http://www.china.com.cn/zhibo/2012-12/28/content_27507130.htm

●5 中国国内投資プロジェクトに関する免税対象外輸入商品目録（2012年改訂版）

中国財政部、発展改革委員会、海関（税関）総署は共同で12月24日付で「国内投資プロジェクトに関する免税対象外輸入商品目録（2012年改訂版）」を公布し、2008年版の条項の一部を調整しました。当該通達は2013年1月1日から執行することになります。即ち、2013年1月1日以降批准された国内投資プロジェクト（プロジェクトの審査、許可或いは届出日付に準ずる）での輸入設備は「2012年改訂版」に従い、処理すべきです。

2013年1月1日以前に批准された国内投資プロジェクトで2013年6月30日までに輸入申告する設備は「2008年版」の目録に従い取り扱うべきです。「2008年版」の目録により免税を享受できないが、「2012年改訂版」の目録により免税を享受できる輸入設備は、2013年1月1日から「2012年改訂版」目録に従い取り扱うことが出来ます。輸入税金が徴収された場合、別途調整しません。また、2013年7月1日から一律「2012年改訂版」目録に従い、処理しなければなりません。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201212/t20121231_723618.html